



ありのまま生きる

ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度を開始します

問 市民総合相談室 (TEL049・262・9025)

市では、全ての人が自らの意思と責任により多様な生き方を
選択し、自分らしく活躍するまちを目指し、7月1日より「ふ
じみ野市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

性のあり方はそれぞれ

私たちの社会では、生活のあらゆる場面で「男」と「女」に分けられることがあります。しかし、人間の性には体の性だけでなく、自身が自覚している心の性（性自認）や、恋愛対象になる性（性的指向）などの要素があり、単純に男性か女性かに二分できません。実際の性のあり方（セクシュアリティ）は、一人一人の考え方や姿のように人それぞれで多様なものです。

「異性愛者で、体の性別と心の性別が一致している」という人が多数で、そうでない人は「性的マイノリティ（性的少数者）」と呼ばれています。

また、「LGBTQ（※1）」という言葉は、性的マイノリティの人を指す総称のひとつです（5ページ参照）。

10〜33人に1人

「自分の身近にLGBTQの人はいない」と考えていませんか。日本では、人口の3〜10%（10〜33人に1人）がLGBTQといわれています（※2）。

しかし、性自認や性的指向など、性のあり方（セクシュアリティ）は高度なプライバシー情報であり、周囲に打ち明けていない人が多くいます。あなたの周りにも、無理解や差別を恐れて周囲に伝えることができない人がいるかもしれません。

性や愛にはさまざまな「かたち」があることを知って、一人一人が自分らしく生き、誰もが安心して暮らしやすい社会を作っていきましょう。



※1 さまざまな言葉がありますが、本特集では「性的マイノリティ」および「LGBTQ」と表記します。※2 日本におけるLGBTQの割合は、調査機関・調査方法によってデータにバラつきがありますが、現在では約3〜10%といわれています。

4つの性のあり方

性は「体の性」、「好きになる相手の性」、「心の性」、「表現する性」の4つの軸で表現されることがあります。

性のあり方はさまざまで、それぞれの組み合わせに決まりはありません。

●体の性

生まれた時に医師が性器の形などから「女性」か「男性」に割り当てる性別です。戸籍に記載されています。（戸籍の性）

●好きになる性

自分の恋愛や性愛の感情が、どの性別に向くか・向かないか、という要素です。

異性を好きになる人や同性を好きになる人、相手の性別は関係ないという人や、性別で好きになる相手を決めたくない人、特定の誰かを好きにならない人など、さまざまな要素があります。（性的指向）

●心の性

自分の性別をどう認識しているかという要素です。

自分を男性や女性、中性だと認識している人や「どちらでもない」と認識している人などさまざまです。（性自認）

●表現する性

服装や髪型、仕草、言葉遣いなどの外見に表れる性（ジェンダー）を、自分がどう表現したいかということです。

性自認と混同されがちですが、性自認が女性だとしても、性表現が女性だとは限りません。（性表現）



SOGIEとは、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）、性表現（Gender Expression）の頭文字をまとめた言葉です。

特定の人を表す言葉の「LGBTQ」と違い、SOGIEは全ての人に当てはまります。

「どんな性別を好きになるのか」「自分自身をどういう性だと認識しているのか」「自分をどう表現するか」を意味する言葉なので、全ての人が持っている要素を示すものです。



体の性
生物学的な性

好きになる性
自分が性愛の対象とする性

心の性
自分が認識している性

表現する性
髪型や服装などで自分が表現する性

レズビアン Lesbian
自分が女性 → 女性を好きになる人

バイセクシュアル Bisexual
自分の性別を問わず → 性別を問わず好きになる人

トランスジェンダー Transgender
生まれた時に割り当てられた性別と異なる性別で生きる人

クエスチョニング Questioning
自分の性別や、好きになる性別が決まっていない人

ゲイ Gay
自分が男性 → 男性を好きになる人

ヘテロセクシュアル Heterosexual
自分の性別を問わず → 異性を好きになる人

シスジェンダー Cisgender
生まれた時に割り当てられた性別のまま生きる人

アセクシュアル（Asexual）＝他者に性的関心を持たない人／エックスジェンダー（Xジェンダー）性自認が男性にも女性にもあてはまらない人など、多様な性が存在することから「LGBTQ+（プラス）」ということもあります。



LGBTQ 当事者の困りごと

LGBTQ当事者が直面する困難や課題は多く、解決しなければならぬものがあります。それによって、自己否定や自尊心が低下し、自分らしく暮らせない、将来への希望が無いと感じる恐れがあります。

また、偏見・差別がはじめや暴力、生活上の不利益につながることもあります。

●LGBTQ当事者が抱える悩みの例

- ・入学式で男の子と同じカッコイイズボンを履きたかったけど、「女の子なんだから」と無理やりワンピースを着せられ、とても悲しかった。
- ・好みのタイプの話になると、異性が前提なので、本当は同性の子が好きなのに性別を置き換えて無理に話を合わせる。嘘をつきたくないのに…。
- ・自分がゲイだと職場の上司にカミングアウトしたら、飲み会の席でネタにされ、会社に行けなくなってしまう。
- ・「男らしくない」という理由で言葉や暴力によるいじめを受けている。学校に行くのが怖い。



ケイさん

ふじみ野市出身
性自認が男性、体は女性のトランスジェンダー。8年前から男性としての生活をはじめ、現在はパートナーと子どもと3人暮らし。

・同性のパートナーと一緒に部屋を借りようとしたら、同性だと大家さんが納得しないと云われ、契約を断られた。

・長年一緒に暮らしてきたパートナーが倒れて入院した。二人の関係を示す公的な証明書がないので検査結果や治療方針も聞けず、愛する人の最期に立ち会うことができなかった。



多様性を 認め合えるまちに

●カミングアウト

カミングアウトとは、自分の大切な情報を誰かに打ち明けることであり、LGBTQ当事者が自らの性を打ち明ける言葉として使われます。

あなたが誰かにカミングアウトされたら、それは、あなたが信頼された証です。本人が何に困っているのか、一緒に考える意識を持ち、相手を大切に思っているという意思を示すことが大切です。

女性ではないかも

生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別で生きる「トランスジェンダー」のケイさんにお話を伺いました。

物心ついた時から女性が好きで、周りの女の子は男の子が好きなのに「自分はなぜ女の子が好きなんだろう」と思いました。

赤いランドセルやスカートが嫌で「自分は女性ではないかもしれない」と思うようになりました。

小学6年生のときに生理がきました。それまで「そのうち男の子になれるかもしれない」と漠然と思っていたのですが、生理がきたことで自分の体が女性なんだと分かり、複雑な気持ちでした。また、周りの女の

カミングアウト

子たちの恋愛話に付いていけず「なぜ自分は女の子が好きなんだ」「自分が気持ち悪い」と考え、誰にも相談できず、ずっと死ぬことばかり考えていました。

私が死を選ばなかったのは、サッカーに打ち込めたからです。高校はサッカーの強豪校へ進み、厳しい練習を乗り切りました。

初めてカミングアウトしたのは、高校を卒業し、大学生になる直前です。部活を引退し、皆の心に余裕がある今なら話しても大丈夫だろうと考えました。「この子も自分と同じでは」と思っていた友人にカミングアウトしたところ、偶然その子も同じトランスジェンダーでした。苦しい気持ちを分かち合い、救われました。

男性として生きたい

大学卒業後、夢だった小学校の先生になり、女性として働きはじめ、これまで以上に「男性として生きたい」と思うようになりました。しかし、戸籍上の性別を変えるには、卵巣や精巣の除去手術などが必要で、体の負担も大きく、私は戸籍を変える決断はしませんでした。それでも男性として生きたいとい

私たちが今日からできること

言葉遣い

LGBTQに対する差別的な言葉を使うことを控えましょう。「ホモ」「オカマ」「レズ」など、差別的に使われてきた言葉を、使わないようにしましょう。また、「女のくせに～」「男なんだから～」と、男らしさや女らしさなど役割を押し付けるのではなく「その人、個人」として向き合う姿勢も重要になります。

レインボーグッズ

LGBTQのシンボルである6色(赤・橙・黄・緑・青・紫)のレインボーは、多様性を示す色です。レインボーカラーのアイテムを身に着けて、自分をアライだと表明することができます。

性の多様性を理解し、ひとつのものをさしで見ないようにしましょう。

●アウティング

アウティングとは、LGBTQ当事者に対して、本人の了解を得ずに、他の人に公にしている性的指向などの秘密を暴露する行動のことです。

アウティングが原因で、ショックを受け学校や職場にいらなくなってしまう可能性が高いです。また、自ら命を絶ってしまった人もいます。

本人の同意なく、人のセクシュアリティを他人に話すことは絶対にやめましょう。

●アライ (Ally/味方)

アライとは、英語の「Ally(味

方/支援者/同盟の意)を語源とする言葉です。LGBTQを理解し、当事者を支援する人、という意味です。

アライは、何か困ったときに頼ったり相談できたりする、心強い「味方」のような存在です。家庭や学校、職場、地域にLGBTQ当事者に寄り添う気持ちを表明するアライが少しずつ増えていけば、当事者の困りごとが解消されていきます。

パートナーシップ宣誓制度

二人で暮らす家を探すと、必ず「あなたたちどういう関係?」と聞かれました。パートナーが緊急に手術を受けたとき、同意書の続柄に「同居人」と書きました。パートナーと私は、お互いを生命保険の受取人にするのができません。

両親の反応

シスジェンダー(心と体の性が同じ)女性のパートナーと婚姻はできないので、結婚式を挙げることで、親族や身近な友人たちに認めてもらおうと考えました。

初めに、私の両親にカミングアウトしました。当初、母は受け入れられませんでした。私は「なぜ自分の子どものことを理解してくれないんだ」とショックでした。しかし、LGBTQ当事者の親の会に参加し、カミングアウトを受けた当事者の親御さんと話したことがきっかけで、少しずつ母の気持ちを考えるようになり、1年かかりましたが、母は受け入れてくれました。

両親に言えないことで、ずっと孤独を感じていましたが、両親が受け入れてくれたことで安心感を得られた気がします。

パートナーの両親にもカミングアウトしたところ、付き合うことに大反対でした。その後、話し合いを重

市民の皆さんへ

今はLGBTQだけでなく、ひとり親家庭やステップファミリー(※3)、外国籍の人などさまざまな家庭があります。人の多様性を認め合い、全ての人が暮らしやすい社会に努めてほしいです。

カミングアウトは絶対ではありません。私の場合は、一人で抱え込まず、身近な友人や家族のおかげでここまで生きてこられました。同じように自分の性で悩んでいる子は、抱え込まずに信頼できる人に打ち明けてほしいです。

※3 子供と一緒に結婚や同居をしてきた新しい家族、家庭のこと。

7月1日から
始まります

ふじみ野市パートナーシップ宣誓制度

- ① 住民票または住民票記載事項証明書（同世帯の場合は一通）
- ② 配偶者がいないことが確認できる書類（戸籍抄本、独身証明書）
- ③ 本人確認書類 など

宣誓に必要な書類

- ① 一人または二人がLGBTQ当事者
 - ② 二人が成人している
 - ③ 市内に住民登録がある、または3カ月以内に市内へ転入予定
 - ④ 配偶者やすでにパートナーシップ関係にある人がいない
 - ⑤ 民法に規定する婚姻ができない続柄（直系血族、三親等内、直系姻族）でないこと
- ※パートナーシップにある者同士が養子縁組している場合を除く。

制度を利用できる人

この制度は、一方または双方がLGBTQ当事者である二人が、パートナーであることを市に宣誓し、宣誓されたことを市が証明するものです。



宣誓の手順

- ① 宣誓日時予約
宣誓日の3カ月前〜7日前に、窓口か電話、メール、ファクスで、宣誓日時を予約する
 - ② 必要書類の準備
 - ③ 予約日時に来庁
市民総合相談室（市役所本庁舎2階）に来庁し、パートナーシップ宣誓書を確認の上、署名する（プライバシー保護のため個室で対応）
 - ④ パートナーシップ宣誓受領証などの交付
- ※制度開始の7月1日（金）分の受付は、6月10日（金）午前8時30分から開始します。申込順に宣誓時間を決定します。
- ※申請日から7日以内に郵送します。
- ※パートナーシップ宣誓制度について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



市民総合相談室（市役所本庁舎2階）
TEL 049・262・9025
FAX 049・261・5960
jinken@city.fujinno.saita.na.jp

市民・企業（事業所）の皆さんへのお願い

パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除）が生じるものではありませんが、宣誓した二人のパートナーシップ関係を尊重し、共にいきいきと暮らしていけることをふじみ野市として応援するものです。

宣誓をするLGBTQ当事者カップルの皆さんは、住宅、事業所での福利厚生、医療現場での同意などにおいて、二人の関係を対外的に証明できないため、社会生活上での不利益や困難に直面しています。

この制度の導入により、LGBTQ当事者カップルの皆さんが、家族として扱われ、社会全体で各種サービスや制度の利用が普及していくとともに、性の多様性（性的指向や性自認などの多様性）への

理解を深め、認め合う社会となるようご協力をお願いします。

また、宣誓を行う皆さんの性のあり方（性的指向や性自認など）や、パートナーシップ宣誓制度を利用することを、本人の同意なく口外しないようお願いします。

令和2年に行われた労働施策総合推進法の改正（パワハラ防止法）により、SOGIEハラ（性的指向・性自認に関する侮辱的言動）やアウティングについても、パワハラに該当するものとして防止策を講ずることが事業主に義務付けられました。

性の多様性が認められる社会の実現を目指して県内全域で活動する「レインボーさいたまの会」代表の加藤さんにお話を伺いました。

レインボーさいたまの会は平成30年5月に発足しました。主に自治体や議員への政策提案、性の多様性の啓発活動、講師派遣、居場所づくりなどを行っています。政策提案では、パートナーシップ制度実施のほか、公立学校での多様性を学習する場を提供することなどを求めています。

パートナーシップ制度について、LGBTQ当事者から「制度があるだけで、今より安心して暮らせる」という声を聞きます。当事者が求めているのは、家族割やポイント共有などの民間サービスよりも「安心感」です。

カップルだけでなく子どもがいる家族の場合、パートナーシップだけでは親権のないパートナーと子どもの家族関係を証明することができないなど、不完全な部分もあります。制度ができる前はLGBTQ当事者カップルの関係性を証



レインボーさいたまの会
代表 加藤 岳さん



レインボーさいたまの会
web サイト

明する書類はありませんでした。何かあっても赤の他人扱いで、社会保障を得られず、社会に認められず、隠れて生きていかなければならない状態でした。パートナーシップ制度は、当事者にとって大きな安心感を得られるという意味で、非常に意義がある制度です。セクシュアリティは生まれ持ったアイデンティティですが、自分のセクシュアリティで悩んでいる人は、ふじみ野市にパートナーシップ制度があることで、安心感を持つことができると思います。あなた自身も、気付いていないだけで当事者かもしれない。あなたの子どもがLGBTQ当事者かもしれない。LGBTQは他人に起こっていることではなく、身近なことです。学校や職場に当事者がいることを前提にした環境づくりをし、多様な価値観を認め合い、想像し、選択肢のある社会を作っていきましょう。

LGBTQ相談案内 一人で悩まず、ご相談ください

性別の違和感や同性愛に関する相談

よりそいホットライン
（一社）社会的包摂サポートセンター
日時 24時間・365日
TEL0120・279・338音声案内#4
FAX0120・773・776（電話の聞き取りが難しい人）

いじめ・不登校・学校生活に関する相談

県立総合教育センターよい子の電話教育相談
日時 電話相談は24時間・365日
メール相談への返信は平日午前9時～午後5時
18歳以下=TEL#7300、TEL0120・86・3192
保護者=TEL048・556・0874
soudan@spec.ed.jp

家族・パートナー・DV・人間関係に関する相談

県男女共同参画推進センター（With You さいたま）
日時 月～土曜日午前10時～午後8時30分（祝日・年末年始・第3木曜日を除く）
TEL048・600・3800

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

東京弁護士会
日時 毎月第2・4木曜日（祝日の場合は翌金曜日）
午後5時～7時
TEL03・3581・5515

埼玉県こころの電話

日時 平日午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）
TEL048・723・1447